（使用前検査）

第四十三条　法第三十二条第一項又は第二項の設置又は変更の工事をするガス工作物であつて、法第三十三条の第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

第四十四条　法第三十三条第一項の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

2　法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録ガス工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録ガス工作物検査機関に提出しなければならない。

第四十五条　法第三十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　ガス工作物を試験のために使用する場合（そのガス工作物に係るガスを使用者に供給する場合にあつては、当該ガス工作物の使用の方法を変更するごとにガスの熱量等を測定して供給する場合に限る。）

二　前号に掲げる場合のほか、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第一号に係るものを受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する場合

三　法第三十三条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四　ガス工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（使用前自主検査等の記録の作成及び保存）

第四十六条　法第三十三条第三項の経済産業省令で定める自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果

2　前項の記録は、その記録を行つた日から五年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から五年間）保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四十七条　法第三十三条第三項の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（定期自主検査）

第四十八条　法第三十四条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第三十四条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第四十九条　法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間等に応じ、告示に定める時期ごとに行うものとする。ただし、第二百九条の規定による承認であつて同条の表第二号又は第三号に係るものを受けた場合は、その承認を受けた時期とする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第五十条　法第三十四条の自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　自主検査年月日

二　自主検査の対象

三　自主検査の方法

四　自主検査の結果

五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）

六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第五十一条　法第三十四条の自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

別表第一中「第四十六条、第四十七条、第五十条」を「第三十九条、第四十条、第四十三条、第九十七条、第九十八条、第百一条、第百五十三条、第百五十四条、第百五十七条」に改め、同表第一号中「製造所」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。）」を加え、同表第六号中「導管」の下に「（電気事業法が適用されるものを除く。）」を加える。

別表第二中「第四十七条」を「第四十条、第九十八条、第百五十四条」に改め、同表製造所の項中「製造所」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物に係るものを除く。以下この表において同じ。）」を加え、同項六（一）の中欄に次のように加える。

(4)　耐圧部分の構造

別表第二製造所の項六（三）の中欄に次のように加える。

4　耐圧部分の構造

別表第二導管の項中「導管」の下に「（電気事業法が適用されるガス工作物を除く。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第三及び別表第四を削る。